

別表一 各課税事業年度の防衛特別法人税に係る申告書

		年 月 日	※ 税 務 署 処 理 欄
納 税 地		税務署長殿	
(ふりがな) 法 人 名		電話 () -	
法 人 番 号			
(ふりがな) 代 表 者			
代 表 者 住 所			
(ふりがな) 国内源泉所得に係る 事業等の責任者			
旧 納 税 地 及 び 旧 法 人 名 等			

年 月 日 課税事業年度分の防衛特別法人税 申告書 (中間申告の場合の計算期間 年 月 日)

課税標準法人税額	基 法 人 税 額 ((法人税申告書別表一「4」+「5」+「7」)又は ((法人税申告書別表一「2」+「4」+「5」+「24」+「25」)- (法人税申告書別表六(二) 付表六「7」の計)+(法人税申告書別表六 (六)「9」の②+「9」の③))	1	円	この申告による還付金額	外国税額の還付金額 (29)	16	円
税 額	課税留保金額に対する法人税額 (法人税申告書別表一「9」)	2			中 間 納 付 額 (14)-(13)	17	
の 計 算	基 礎 控 除 額 (500万円× $\frac{1}{12}$)又は(別表一付表「4」)	3		この申告が修正申告である場合	計 (16)+(17)	18	外
	基 礎 控 除 残 額 ((3)-(1))又は(別表一付表「8」) (マイナスの場合は0)	4			この申告による確定防衛特別法人税額	19	
	課 税 標 準 法 人 税 額 (23)+(25)	5			還 付 金 額	20	
防 衛 特 別 法 人 税 額	(24)	6		この申告により納付すべき防衛特別法人税額 ((15)-(19))若しくは((15)+(20)+(21)) 又は((20)-(18))+((21)-(18の外書)))	22		
税 額 控 除 超 過 額 相 当 額 の 加 算 額	(別表二付表二「7」の計)	7		防衛特別法人税額の計算	法人税額に係る課税標準法人税額 (1)-(3) (マイナスの場合は0)	23	
課税留保金額に係る防衛特別法人税額	(26)	8		同上の4%相当額	24		
防 衛 特 別 法 人 税 額 計	(6)+(7)+(8)	9		課税留保金額に対する法人税額に係る課 税標準法人税額 (2)-(4) (マイナスの場合は0)	25		
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等 に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 ((法人税申告書別表六(五)の二「8」+法人税申告 書別表十七(三)の六「4」-地方法人税申告書別表 一「8」)と(9)のうち少ない金額)		10		同上の4%相当額	26		
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除 防衛特別法人税額		11		外国税額の控除額	27		
外 国 税 額 の 控 除 額 (((9)-(10)-(11))と(27)のうち少ない金額)又は (別表二「27」)		12		控 除 し た 金 額 (((9)-(10)-(11))と(27)のうち少ない金額)	28		
差 引 防 衛 特 別 法 人 税 額 (9)-(10)-(11)-(12)		13		控 除 し き れ な か っ た 金 額 (27)-(28)	29		
中 間 申 告 分 の 防 衛 特 別 法 人 税 額		14		残余財産の最後の分配又は引渡しの日	年 月 日		
差 引 確 定 防 衛 特 別 法 人 税 額 (中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は (17)へ記入) (13)-(14)		15		還付を受けようとする銀行又は郵便局名			

(用紙の大きさは、日本産業規格A4)

別表一 記載要領

- この表は、法第10条各号に掲げる法人が確定申告（法第25条第1項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）の提出をいう。以下同じ。）若しくは仮決算による中間申告（法第22条第1項の規定による申告書の提出をいう。以下同じ。）又はこれらの申告に係る修正申告（修正申告書の提出をいう。以下同じ。）をする場合に記載すること。
 - 「旧納税地及び旧法人名等」の欄は、納税地又は法人名に変更があった場合に、変更前の納税地又は法人名を記載すること。なお、納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
 - 「課税事業年度分の防衛特別法人税 申告書」の空欄は、確定申告をする場合には「確定」と、仮決算による中間申告をする場合には「中間」と、それぞれ記載し、修正申告をする場合には「修正確定」又は「修正中間」と記載すること。なお、期限後申告（期限後申告書の提出をいう。）をする場合には、その旨を併せて記載すること。
 - $$\begin{array}{l} \text{法人税額} \\ ((\text{法人税申告書別表一「4」} + \text{「5」} + \text{「7」}) \text{又は} (\text{法人} \\ \text{税申告書別表一の二「4」} + \text{「5」} + \text{「24」} + \text{「25」})) - \\ (\text{法人税申告書別表六(二)付表六「7の計」} + (\text{法人税申} \\ \text{告書別表六(六)「9の㉔」} + \text{「9の㉕」})) \end{array}$$

$$\text{「(1) の欄の記載に当たっては、次によること。}$$
 - 法人税法施行規則別表一「10」又は別表一の二「6」若しくは「26」の各欄に外書きした金額がある場合には、当該金額を含めて記載すること。
 - 当該課税事業年度において租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の14第1項又は第4項（同法第42条の12の6第6項及び第7項に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合には、当該規定により法人税の額に加算される金額の合計額を「法人税申告書別表一「4」 + 「5」 + 「7」」から控除して計算すること。
 - $$\begin{array}{l} \text{基礎控除額} \quad \text{基礎控除残額} \\ (500\text{万円} \times \frac{1}{12}) \text{又は(別表一付表「4」)} \quad (3) \text{及び} \quad ((3)-(1)) \text{又は(別表一付表「8」)} \quad (4) \end{array}$$

$$\text{の各欄は、当該法人が通算法人である場合（当該課税事業年度が当該法人に係る通算親法人の課税事}$$

$$\text{業年度終了の日に終了する課税事業年度である場合に限る。）には「(500万円} \times \frac{1}{12} \text{）又は」及び「((3)-(1))又は」を消し、その他の場合には「又は(別表一付表「4」)」及び「又は(別表一付表「8」)」$$

$$\text{を消すこと。}$$
 - $$\begin{array}{l} \text{「分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対} \\ \text{象所得税額等相当額の控除額} \\ ((\text{法人税申告書別表六(五の二)「8」} + \text{法人税申告書別表} \\ \text{十七(三の六)「4」} - \text{地方法人税申告書別表一「8」}) \text{と} \\ \text{(9)のうち少ない金額)} \end{array}$$

$$\text{の欄は、外国法人が法第17条第2項の規定の適用を受ける場合には、}$$

$$\begin{array}{l} \text{「分配時調整外国税相当額の控除額} \\ ((\text{法人税申告書別表六(五の二)「8」} - \text{地方法人税申告書} \\ \text{別表一「8」}) \text{と} (((\text{法人税申告書別表一の二「4」} + \text{「5」}) + (\text{法人税申告書別表六(六)「9の㉔」} + \text{「9の㉕」})) \times \frac{(5)}{(1)} \times 4\%) \text{のうち少ない金額)} \end{array}$$
- ⑩として記載すること。この場合において、同欄の記載に当たっては、次によること。
- 法人税法施行規則別表一の二「6」の欄に外書きした金額がある場合には、当該金額を「法人税申告書別表一の二「4」 + 「5」」に含めて計算すること。
 - $$\left(((\text{法人税申告書別表一の二「4」} + \text{「5」}) + (\text{法人税申告書別表六(六)「9の㉔」} + \text{「9の㉕」})) \times \frac{(5)}{(1)} \right)$$
の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算すること。
- $$\text{「計 (16+17) ⑪」の欄の外書には、法人税法第80条第9項又は第144条の13第12項の還付請求書を提出する場合に、同法第80条第1項又は第144条の13第1項各号若しくは第2項に規定する還付所得}$$

事業年度に該当する課税事業年度の法第33条第1項に規定する確定防衛特別法人税額のうち、法人税法第80条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）又は第144条の13第1項（同条第9項から第11項までにおいて準用する場合を含む。）若しくは第2項（同条第10項又は第11項において準用する場合を含む。）の規定による請求により還付を受けようとする法人税の額に係る金額を記載すること。なお、修正申告をする場合において、当該金額が減少するときはその減少後の金額を記載し、既に法第33条第1項の規定により還付を受けた金額に係る還付加算金があるときは当該還付加算金の額のうち当該減少後の金額に係る金額を含めて記載すること。
- 「欠損金の繰戻しによる還付金額 ⑫」の欄は、法第33条第1項の規定により還付を受けた金額に係る還付加算金があるときは、当該還付加算金の額を含めて記載すること。